

議案第 23 号

令和 4 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 15 号）

令和 4 年度千早赤阪村の一般会計補正予算（第 15 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 3 月 23 日提出

千早赤阪村長 南本 斎

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 消防費	1 消防費	富田林市消防署千早赤阪分署館内放送設備改修事業	1, 5 3 5 千円
合 計			1, 5 3 5 千円